

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者健康診査を実施します

いくつになっても元気でいきいきと過ごすために、健診を受けて健康管理に努めましょう。

健診を受けることで
こんな良いことがあります

- 病気を悪化させない生活の工夫について知ることができます。
- 自分の健康を自分で確かめることができます。
- 今の健康生活を続けていく励みになります。
- 生活習慣病を軽症のうちに見つけることができます。
- 病気が悪化していないか確かめることができます。

すでに病院に受診されている方も、現在のからだの状態を知ること、自分の健康管理に役立てることができますので、健康診査を受けることをお勧めします。

- 対象者 後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上の方など）
- 実施期間 6月1日（金）から平成31年2月28日（木）
- 健診医療機関 ①町立別海病院 ②西春別駅前診療所 ③尾岱沼診療所
- 受診方法 受診希望日の1週間前までに医療機関に連絡して、受診日を予約してください
- 健診料 自己負担分900円（昨年度は800円でしたが、健康診査料改定に伴い変更になりました）
- 持参するもの 被保険者証、健診料、受診券（5月下旬に送付しています）
- 健診内容 問診、身体計測、血圧測定、血液検査（血糖、肝機能、血中脂質）、尿検査（腎機能）

健康なあなたも、治療中のあなたも、
年に1回は健診を受けましょう

還付金詐欺の電話に注意してください

道内で、市町村の後期高齢者医療担当職員を装った還付金詐欺と思われる電話が相次いでいます。

電話の内容



- 保険料の還付金があります。口座番号を教えてください。
- 高額療養費を振り込みたいので振込先の金融機関を教えてください。
- 還付の手続きのために、ATMに行ってください。

役場から還付金の受け取りのために、ATMでの操作を指示するようなことはありません。不審な電話が掛かってきたら、必ず役場に確認してください。



問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1241・1242）

フラワーマスター
認定登録制度について

推薦・認定の手続き

- 推薦
- 認定

道では、平成5年から花と緑のまちづくりを進めるため、フラワーマスター認定登録制度を実施しており、本町からの推薦者を受け付けています。制度の詳細については下記担当までお問い合わせください。

推薦としてふさわしい方を、町長から道知事へ推薦します。各市町村から推薦された方の中から、道により選考された方が、認定講習を受講することで認定を受けます。

フラワーマスターの推薦を希望される方は6月20日（水）までに、下記担当窓口でお申し込みください。

問合せ／町民生活担当（内線1213）

し尿と家庭排水のくみ取りのお知らせ

7月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

■くみ取り申込先 渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310 ※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。各支所および各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



地域包括支援センターから

いきいき元気あっぴ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
6月	14日(木)	12日(火)	19日(火)
7月	12日(木)	10日(火)	17日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です。

■申込み・問合せ／TEL79-5500(直通) 役場1階福祉部内

福祉課から

平成30年度 認定こども園 別海保育園 中途入園児募集

別海保育園では7月1日から10月31日までの間に入園を希望されるおさまの追加募集を行います。入園を希望される方は申し込み手続きを行ってください。

本募集は7月1日(日)から10月31日(火)までに入園できる0歳児(平成29年4月2日以降に生まれた生後6カ月以上の児童)のみ

です。その他のクラスについては定員に達しているため、募集の予定はありません。

ただし、保護者等の状況により緊急的に受け入れる場合もあります。

なお、定員に達しなかった場合は、下記受付期間以降定員に達するまで随時受け付けます。



1 入園対象児童など

入 園 対 象 児 童	提 出 書 類
<p>保護者等が、仕事や疾病、出産の前後やその他「保育を必要とする事由」により、昼間家庭での保育を受けることができない児童で、平成29年4月2日以降に生まれた生後6カ月以上の児童。</p> <p>ただし、7月1日から10月31日時点で入園できる基準を満たしている場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支給認定申請書兼入園申込書 ●保育を必要とする事由を証明する書類 ●その他、必要に応じ町長が定める証明書(該当者のみ)

※園の運営内容、入園基準等の詳細は町ホームページをご覧ください。下記担当へお問い合わせください。

2 募集人数 若干名

3 受付期間 6月4日(月)から15日(金)まで

4 申込書類交付場所および提出場所 下記担当または別海保育園

問合せ／こども・子育て担当(内線1313・1331・1314) 別海保育園 TEL75-2726

児童手当の「現況届」は忘れずに

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

この届出は前年の所得および6月1日現在の状況を確認し、6月以降に引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。提出されなければ6月以降の手当を受けられなくなりますので、必ず期限内に手続きしてください。

現況届は6月上旬に児童手当受給中の方へ郵送します。

ただし、平成30年5月以降に本町で認定請求した方(5月に第一子が生まれた方、5月に別海町へ転入した方など)は、本年度の届け出を省略できるため郵送しません。

■提出書類

郵送される書類でご確認ください。

■提出期限 6月29日(金)

■提出場所

下記担当、各支所または各連絡事務所

問合せ／こども・子育て担当
(内線1314)

敬老優待無料バス乗車券 障がい者無料バス利用券が **バス・ハイヤー共通利用券** 福祉ハイヤー利用券 **に変わります**

これまで別々に交付していたバス、ハイヤー券について、多くの高齢者や障がい者（児）の方々の社会参加促進と福祉の増進および利便性の向上を図るため、バス・ハイヤー共通利用券に変更します。

6月4日から登録申請の受け付けを開始しますので、下記要件を確認の上、申請してください。

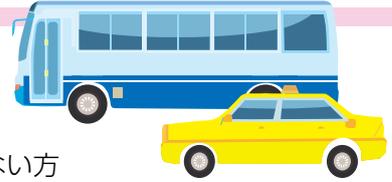
※申請から交付までに、日数を要しますので、7月1日に利用券の交付を希望される方は、早めの申請にご協力ください。

■対象者

【高齢者バス・ハイヤー共通利用券】

下記の条件を全て満たす方が対象になります。

- 本町に居住する満70歳以上の方
- 対象者本人および世帯に属する者の住民税課税標準額が下表の額を超えない方



【障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券】

対象者本人および世帯に属する者の住民税課税標準額が下表の額を超えない方で、かつ下記のいずれかの条件を満たす方が対象になります。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
- 高等養護学校に在学しており、かつ親権者が町内に居住している方

【障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券】（介護者分）

対象者が下記のいずれかの方は、介護者1人分が利用券の交付対象になります。

- 第1種身体障害者手帳または療育手帳Aを所持する方
- 12歳未満の障がい児

※6歳未満の障がい児本人は利用券交付の対象となりませんが、介護者1人分が利用券の交付対象になります。

■住民税課税標準限度額表

扶養親族等の数	対象者本人の住民税課税標準限度額	世帯に属するそれぞれの方の住民税課税標準限度額
0人	1,600,000円	6,300,000円
1人	2,000,000円	6,600,000円
2人	2,400,000円	6,800,000円

※扶養親族等の数が3人以上の場合の限度額は、下記担当までお問い合わせください。

■利用できるバス、ハイヤー会社

- バス 阿寒バス、くしろバス、根室交通（釧路、根室管内の各路線）
- ハイヤー 西別ハイヤー

■利用金額

1人2万円（有効期間中1回限り）

■有効期間

7月1日から平成31年6月30日まで

■受給登録者証の交付および利用方法

バス・ハイヤー共通利用券の交付に併せて、資格登録者の本人確認のため、受給登録者証（写真付き）を交付します。バス・ハイヤー乗車の際、バス・ハイヤー共通利用券と受給登録者証を運転手に提示してください。

■申請先

役場福祉課窓口または各支所、各連絡事務所

※必ず印鑑と顔写真（縦4センチ以上×横3センチ以上）をお持ちください。

高齢者通院費の助成を終了します

敬老優待バス無料乗車券の交付を受けた方などに対し、通院費の一部を助成していましたが、バス・ハイヤー共通利用券に変更することに伴い、6月末をもって終了します。

資格登録されている方で、対象となる通院費助成の申請をまだ行っていない方は、6月末までに申請してください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（1312）